

J R 東海労幹関西地「申」第13号  
2 0 1 3 年 1 0 月 3 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「東京高等裁判所の判決」に関する申し入れ

10月2日、東京高等裁判所は、会社が中央労働委員会での組合側救済・勝利命令を不服として争っていた事件、「平成24年（行コ）第425号 不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件」（原審・東京地方裁判所平成22年（行ウ）第657号）について、7件の掲示物撤去の内5件を会社の不当労働行為として認める判決を下した。これにより名古屋車両所において、会社が組合掲示板から掲示物を一方的に撤去した行為は不当労働行為であることが確定した。

会社はこの判決を重く受け止め、この間の度重なる不当労働行為を真摯に反省し、J R 東海労を敵視する姿勢を改め、中央労働委員会命令を直ちに履行すべきと考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 会社は、東京高等裁判所の上記判決を真摯に受け止め、速やかに履行すること。
2. 中央本部及び、新幹線関西地本、ならびに名古屋車両所分会に謝罪すること。
3. 謝罪文を本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関の一般掲示板に掲出し、全社員に周知すること。その内容は、今回確定した不当労働行為の事実を記載すると共に「今後はこのような行為を繰り返さないよう留意致します。」とすること。
4. 労使の信義則に違反したことを猛省し、この間の労使交渉における「これまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ、違法行為は行なわない」旨の会社回答を撤回すること。
5. 二度と不当労働行為は行わないことを誓約すること。

6. 公的性格を強く帯びた広域企業としての社会的責任と反省の上に立ち、上告を行わないこと。

以上